

堀川イメージキャラクター「ホリゴン」取扱要綱

名古屋市緑政土木局
河川部河川計画課
平成23年4月1日

堀川イメージキャラクター「ホリゴン」（以下「ホリゴン」という）の取扱いについては、以下の要綱に定めるところによる。

1 使用目的

「ホリゴン」は、名古屋市、堀川浄化運動を進める市民団体及び河川愛護を行う団体等が、堀川浄化等を目的とする非営利的な活動にのみ使用することができるものとする。企業広告、有償販売等の営利目的に使用することは認めないものとする。

2 使用制約

「ホリゴン」の図柄は、名古屋市緑政土木局河川部河川計画課（以下「河川計画課」という）が著作権者から提供を受けたものをそのまま使用するものとする。「ホリゴン」の形や色の変更等の修正を加えるなど改ざんして使用することは認めないものとする。

3 使用手続

（1）事前協議

「ホリゴン」を使用する場合は、必ず事前に河川計画課と協議するものとする。

（2）使用申請書の提出

事前協議後、「ホリゴン」の使用を開始するまでの間に、別に定める様式により河川計画課に使用申請書を提出するものとする。

（3）使用許可書の交付

河川計画課は、「ホリゴン」の使用申請があった場合、承認するものについては別に定める様式により使用許可書を交付、または、口頭で承認するものとする。

（4）製作物の事前確認

河川計画課の許可を得て作成した製作物は、事前に河川計画課において確認を受けるものとする。

4 その他

（1）説明書き

「ホリゴン」の使用に際しては、以下のただし書を原則表示するものとする。ただし、河川計画課が承認したものは非表示とすることができる。

『ホリゴンは、名古屋市における堀川のイメージキャラクターです。』

（2）使用条件に反する場合

使用条件に反する使用をした場合や虚偽の申請をした場合は、河川計画課は「ホリゴン」の使用を中止させるものとする。

（3）「ホリゴン」に関連する物品製作

堀川に関するイベント等で使用するための「ホリゴン」に関連する物品（ぬいぐるみ等「ホリゴン」を形にしたグッズ等）製作に関しても、同様の手続を行うものとする。